

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の実施(三件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 公共測量の終了(三件)……………(同)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 生活保護法による介護機関の指定……………(福祉保健局生活福祉部保護課)……………四
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………六
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………七
- 特定非営利活動法人の認定……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………八

告示

●東京都告示第千二百八十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条

第三項の規定により告示する。

平成三十年九月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 北区王子本町三丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十年九月十六日から平成三十一年三月十五日まで

●東京都告示第千二百九十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都西多摩建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年九月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(道路敷地調査測量)
- 三 測量の区域 青梅市成木一丁目及び成木二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成三十年六月二十五日から平成三十一年一月二十一日まで

●東京都告示第千二百九十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都西多摩建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年九月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(道路敷地調査測量)
- 三 測量の区域 西多摩郡奥多摩町氷川地内
- 四 測量の期間 平成三十年六月二十五日から平成三十一年一月二十一日まで

●東京都告示第千二百九十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都第三建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年九月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 新宿区地内
- 四 測量の期間 平成二十九年六月二十六日から平成三十年三月二十六日まで

●東京都告示第千二百九十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都第三建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年九月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)

三 測量の区域 中野区地内

四 測量の期間 平成二十九年十月二日から平成三十年三月十五日まで

●東京都告示第千二百九十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都第三建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年九月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 新宿区地内

四 測量の期間 平成二十九年八月二十一日から平成三十年三月二十六日まで

●東京都告示第千二百九十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月十三日

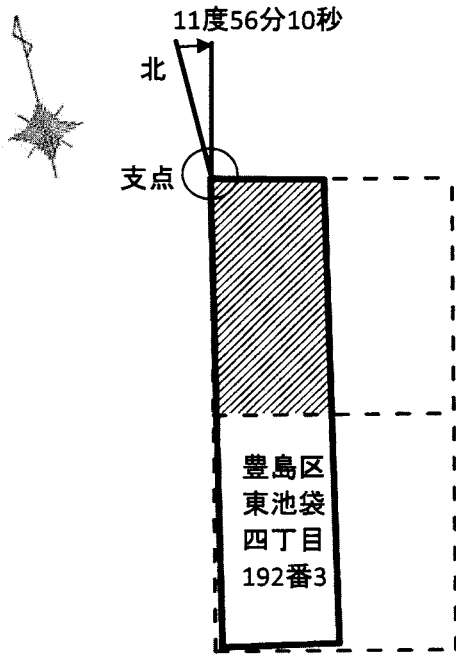
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(豊島区東池袋

四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時
要届出区域

【支点】

支点は、豊島区東池袋四丁目192番3の最北端とする。
 支点(X,Y)=(-30392.238 , -10205.299)
 ※座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(11度56分10秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百九十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

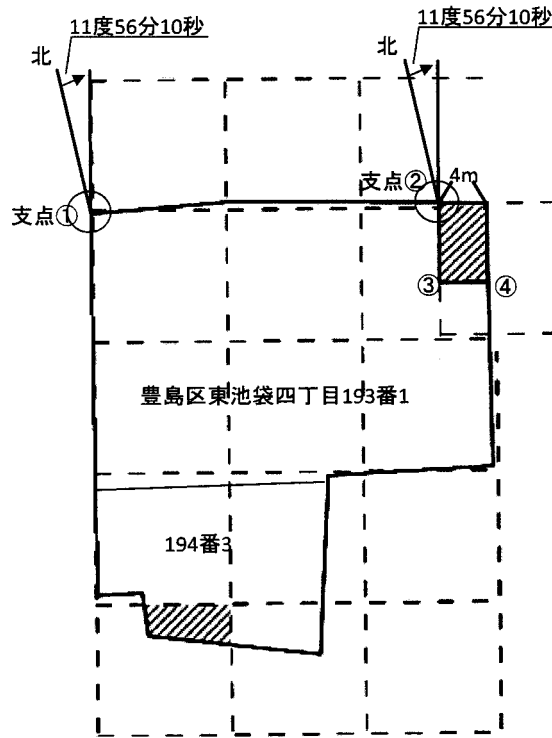
平成三十年九月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(豊島区東池袋四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図



【凡例】

- - - 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時
要届出区域

【支点】

支点①は、豊島区東池袋四丁目193番1の最北端とする。
 支点②は、豊島区東池袋四丁目193番1の最東端から、筆境界に沿って西に4.00mの位置とする。

	X座標	Y座標
支点①	-30385.133	-10238.675
支点②	-30390.340	-10213.515
③	-30396.185	-10214.868
④	-30397.087	-10210.972

※座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(11度56分10秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百九十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。))第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。))の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年九月十三日

東京都知事 小池百合子

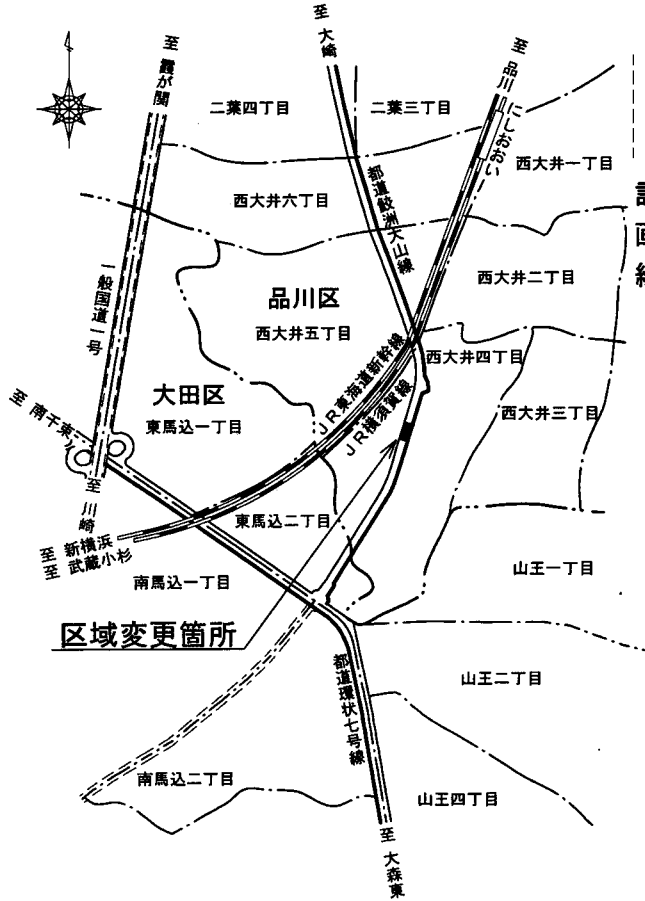
介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1371303080	特定非営利活動法人まごころ	東京都渋谷区幡ヶ谷2-20-12 シャトレー幡ヶ谷第2 102号	NPO法人まごころ	東京都渋谷区幡ヶ谷2-20-12 シャトレー幡ヶ谷第2 102号	居宅介護支援	平成30年5月1日
1374100285	有限会社小金井ケア・ワーカー・サービス	東京都小金井市東町5-23-30	有限会社小金井ケア・ワーカー・サービス	東京都小金井市東町5-23-30	訪問介護	平成30年6月1日
1341556745	株式会社ノース	東京都世田谷区上北沢3-30-10	きりん薬局	東京都杉並区上高井戸1-8-18 サンハイツ八幡山A-107	居宅療養管理指導	平成30年8月1日
1341556745	株式会社ノース	東京都世田谷区上北沢3-30-10	きりん薬局	東京都杉並区上高井戸1-8-18 サンハイツ八幡山A-107	介護予防居宅療養管理指導	平成30年8月1日
1341258888	株式会社ノース	東京都世田谷区上北沢3-30-10	くすみ薬局	東京都世田谷区代田4-20-8	居宅療養管理指導	平成30年8月1日
1341258888	株式会社ノース	東京都世田谷区上北沢3-30-10	くすみ薬局	東京都世田谷区代田4-20-8	介護予防居宅療養管理指導	平成30年8月1日
1333042538	医療法人社団大偉タケル・デンタルクリニック	東京都立川市富士見町1-5-23 リヴェール立川107	医療法人社団大偉タケル・デンタルクリニック	東京都立川市富士見町1-5-23 リヴェール立川107	居宅療養管理指導	平成30年8月1日
1333042538	医療法人社団大偉タケル・デンタルクリニック	東京都立川市富士見町1-5-23 リヴェール立川107	医療法人社団大偉タケル・デンタルクリニック	東京都立川市富士見町1-5-23 リヴェール立川107	介護予防居宅療養管理指導	平成30年8月1日
1330483461	医療法人社団桜芳会	東京都新宿区弁天町23	医療法人社団桜芳会 やよい歯科クリニック	東京都新宿区弁天町23	居宅療養管理指導	平成30年6月1日
1330483461	医療法人社団桜芳会	東京都新宿区弁天町23	医療法人社団桜芳会 やよい歯科クリニック	東京都新宿区弁天町23	介護予防居宅療養管理指導	平成30年8月1日
1342156578	株式会社ライフ	埼玉県さいたま市浦和区東仲町30-20	ライフ薬局 綾瀬店	東京都足立区綾瀬2-33-2 アヤセメディカルモール102	居宅療養管理指導	平成30年8月1日
1342156578	株式会社ライフ	埼玉県さいたま市浦和区東仲町30-20	ライフ薬局 綾瀬店	東京都足立区綾瀬2-33-2 アヤセメディカルモール102	介護予防居宅療養管理指導	平成30年8月1日
1371109636	株式会社もも風	東京都大田区田園調布2-4-20 ハイソ大和103号	百風ヘルパーステーション	東京都大田区田園調布2-4-20 ハイソ大和103号	訪問介護	平成30年7月1日
1311931922	野村医院	東京都板橋区板橋2-65-10 2階	野村医院	東京都板橋区板橋2-65-10 2階	訪問看護	平成30年8月1日

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1311931922	野村医院	東京都板橋区板橋2-65-10 2階	野村医院	東京都板橋区板橋2-65-10 2階	居宅療養管理指導	平成30年6月1日
1311931922	野村医院	東京都板橋区板橋2-65-10 2階	野村医院	東京都板橋区板橋2-65-10 2階	介護予防訪問看護	平成30年8月1日
1311931922	野村医院	東京都板橋区板橋2-65-10 2階	野村医院	東京都板橋区板橋2-65-10 2階	介護予防居宅療養管理指導	平成30年8月1日
1334141677	佐藤 斗夢	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-59-8-401	見崎歯科医院	東京都小金井市本町5-38-13 第1丸信マンション1階	居宅療養管理指導	平成30年5月1日
1334141677	佐藤 斗夢	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-59-8-401	見崎歯科医院	東京都小金井市本町5-38-13 第1丸信マンション1階	介護予防居宅療養管理指導	平成30年8月1日
1341454131	株式会社アシスト	東京都練馬区高野台1-7-20 1階	アシスト薬局	東京都中野区江原町3-35-8 グローリオ中野新江古田1階	居宅療養管理指導	平成30年5月1日
1341454131	株式会社アシスト	東京都練馬区高野台1-7-20 1階	アシスト薬局	東京都中野区江原町3-35-8 グローリオ中野新江古田1階	介護予防居宅療養管理指導	平成30年5月1日
1371212125	株式会社りらケア	東京都世田谷区赤堤3-30-17-101	りらケア	東京都世田谷区赤堤3-30-17-101	訪問介護	平成30年8月1日
1342354280	有限会社吉岡薬局	東京都江戸川区南葛西7-1-7-103	吉岡薬局	東京都江戸川区南葛西7-1-7-103	居宅療養管理指導	平成30年8月1日
1342354280	有限会社吉岡薬局	東京都江戸川区南葛西7-1-7-103	吉岡薬局	東京都江戸川区南葛西7-1-7-103	介護予防居宅療養管理指導	平成30年8月1日
1372202976	社会福祉法人東翔会	東京都葛飾区西水元6-12-2	西水元花の家居宅介護支援事業所	東京都葛飾区西水元6-6-11	居宅介護支援	平成30年5月1日
1342056356	株式会社アトイ	東京都練馬区桜台1-4-12 グリージェM1階	ヒロ薬局	東京都練馬区桜台1-4-12 グリージェM1階	居宅療養管理指導	平成30年5月1日
1342056356	株式会社アトイ	東京都練馬区桜台1-4-12 グリージェM1階	ヒロ薬局	東京都練馬区桜台1-4-12 グリージェM1階	介護予防居宅療養管理指導	平成30年8月1日

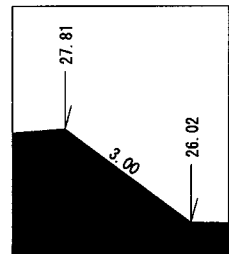
別図

都道鮫洲大山線区域変更略図
品川区西大井四丁目地内

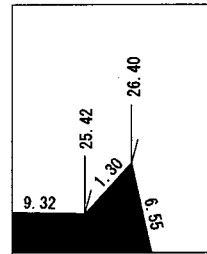
●東京都告示第千二百九十八号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成三十年九月十三日から起算して二



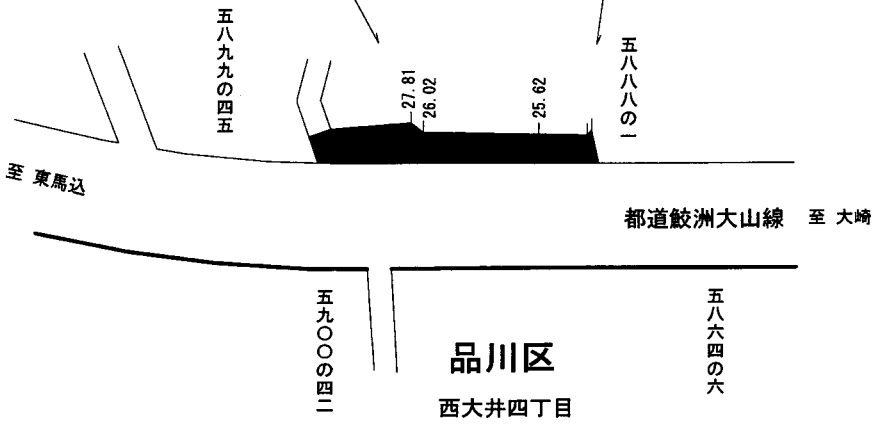
区域変更箇所



西大井四丁目



五八八八の一



週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成三十年九月十三日
東京都知事 小池百合子
一 路線名 鮫洲大山
二 変更の区間 品川区西大井四丁目五千八百八十八番一

三 変更の概要

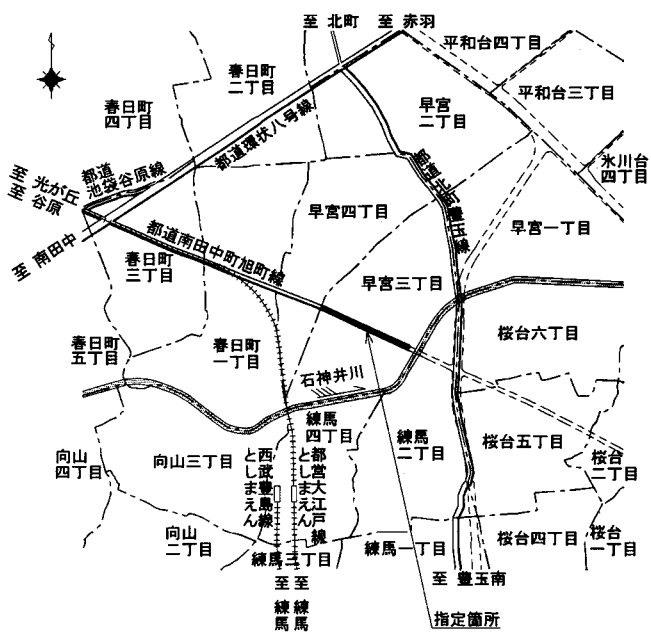
地先から同所五千八百九十九番四十五地先まで
別図表示のとおり

別図

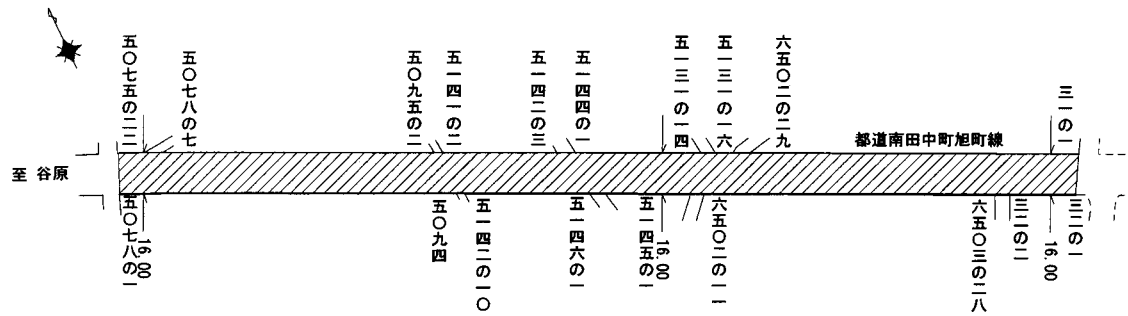
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道南田中町旭町線
練馬区早宮三丁目地内

●東京都告示第千二百九十九号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

都道
 区画
 計画
 指定
 延長
 指定
 名称
 三
七
九
・
八
三
メ
ー
ト
ル
 南
田
中
町
旭
町
・
五
号



練馬区
早宮三丁目



備すべき道路を次のように指定する。
 平成三十年九月十三日
 東京都知事 小池百合子
 一 路線名
 都道南田中町旭町線
 二 指定する区間
 練馬区早宮三丁目五千七百七十五番二十二地先から同所三十一番一地先まで
 別図表示のとおり
 三 指定の概要

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年九月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人 ReBit

二 代表者の氏名

薬師 実芳

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区戸山一丁目一番五号

四 認定の有効期間

平成三十年七月二十六日から平成三十五年七月二十五日まで

一 名称

特定非営利活動法人プラチナ美容塾

二 代表者の氏名

伊藤 文子

三 主たる事務所の所在地

東京都港区港南四丁目六番五―一四〇二号

四 認定の有効期間

平成三十年七月二十六日から平成三十五年七月二十五日まで

日まで

一 名称

特定非営利活動法人コミュニティケアリンク東京

二 代表者の氏名

山崎 章郎

三 主たる事務所の所在地

東京都小平市御幸町百三十一番五号

四 認定の有効期間

平成三十年七月二十七日から平成三十五年七月二十六日まで

行 東 京 都
東京都市新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001